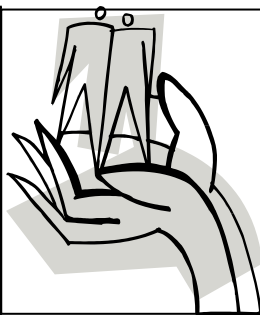


のぞみ

2022 年春季号 (4 月 1 日発行) No. 33



NPO 法人 成年後見のぞみ会

〒178-0064

練馬区南大泉 4-29-35

代表 照山 忠利

電話 080-1700-1050

Email: info@kouken-nozomi.org

近時雑感

新しい年度が始まりました。入学や入社など様々なスタートにつきもののある種の高揚感とか晴れがましさとかの気分が今年はあまり感じられず、どことなく重苦しい雰囲気にも覆われています。いうまでもなくロシアのウクライナ侵攻の惨状が連日報じられ、北朝鮮が弾道ミサイルを連発して安全保障上の緊張を高めているからです。なかなか収束しないコロナ禍に加え、震度6を記録した先日の福島沖地震とそれに伴う大規模停電などもこれに拍車をかけているかもしれません。



こうした中で私たちのぞみ会は3月13日、4回目となる「健康講演会」を開催しました(後掲記事参照)。「介護予防と健康長寿をめざして」という演題で斯界の第一人者である山田実・筑波大学教授にご登壇頂き、介護の必要のない健康寿命を延ばすためにはどうすればよいかを解説して頂きました。熱のこもった講演に、参加された70名の方々からは「具体的でわかりやすかった」、「すぐ実践したい」との声が多く寄せられ、大変有意義な講演会となりました。のぞみ会はこれまでの講演会でも好評を頂いてきましたが、今後も高齢者にとって役に立つ企画を立てて実施して参りますのでご期待ください。

成年後見制度については、利用促進基本計画が昨2021年度で第1期の5年が終了し、今年度からは3月の閣議決定を受けて今後5年間の第2期基本計画がスタートしました。前計画の課題と反省を踏まえさらなる利用促進を図っていくことをめざしています。

先日の国会中継の中で、この利用促進基本計画に関する質疑が行われているのを初めて目にしました。質問する議員と厚労相、法相とのやりとりは、私たちから見れば今一つ物足りないものでしたが、テレビ中継で成年後見制度が取り上げられたこと自体今後の展開にプラスに作用するのではないかと受け止めました。

私たちは今年度、今までコロナ禍のために大きな制約を受けてきた諸活動を再開したいと考えています。「後見人講習会」を継続開催することに加え、成年後見制度の説明会・勉強会(ミニ集会)の開催や、任意後見契約の実現などを目指します。また会員増強を通じて組織強化や財政基盤の確立などの課題にも取り組んでいく所存です。引き続き皆様の力強いご支援をよろしくお願いいたします。



(理事長 照山忠利)

2021年度 講演会を開催しました

去る3月13日（日）、当会主催の講演会をココネリ（練馬区立区民・産業プラザ）ホールで開催しました。コロナ禍のなかご参会を頂きました多くの方に御礼申し上げます。

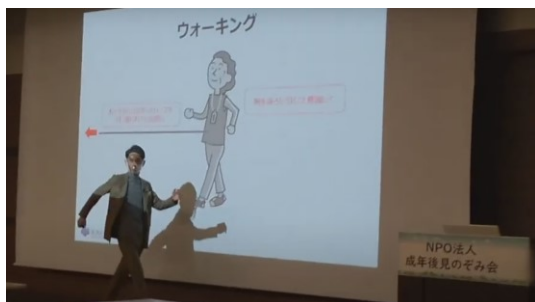


今回は“健康長寿”を目指すための「介護予防」がテーマです。平均寿命世界1のわが国でも、「健康寿命」との差が10歳程度あり、このギャップを埋めることが個々人にとっても国家財政的にも大きな課題となっています。そこでこの度、筑波大学教授の山田実先生をお招きし、高齢者が健康を維持するうえで大切な3つの要素、「運動習慣」、「良い食習慣」、「社会参加習慣」についてとても分かりやすくお話いただきました。また、講演開始前にはカイロプラクターの澤瀉（おもだか）邦安先生の指導で整体体操を行いました。

企画段階から「まん延防止等重点措置」発令期間中のなか、解除されるかどうかで施設の利用人数が異なるため動向を見守っていました。しかし、当日まで解除とはならず、今年も参加人数を減らしての開催となりました。

参加者の約8割の方にアンケートにお答えいただきましたが、講演内容・講師・運営のいずれも「大変満足」「満足」の回答がほとんどで、とても満足していただいたと感じています。

寄せられたコメントを見ると、「フレイル」という言葉を聞いたことはあっても内容までは認識していなかった、という方が多かったように感じます。今回の講演を聞いて「良く理解ができた」という意見のほか、「今後は積極的に実践していきたい」といったコメントも多く、With コロナの時代の中で健康を保っていくために、大変有意義な講演だったと改めて感じました。



次回も、参加者に満足していただける講演会となるよう、時流に乗ったタイムリーなテーマを探し、「人生100年時代」の役に立つ講演会を開催したいと思います。

（曳野 賢一）

出張講座・個別相談 ご相談ください！

成年後見制度に関する勉強会（出張講座）や個別の相談にも対応いたします。

成年後見制度って、何だか難しそう… 後見人、私の場合、いつだれに頼んだらよいの？

お問い合わせ・お申し込みは下記まで、お気軽にご連絡ください。

〒178-0064 練馬区南大泉 4-29-35 成年後見のぞみ会 照山忠利

TEL080-1700-1050 Eメール info@kouken-nozomi.org

弁護士による「遺言・相続・成年後見制度」講演会に参加して

社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会権利擁護センターのほっとサポートねりま（以下、「権利擁護センターほっとサポートねりま」と省略する）が主催する講演会は、令和4年3月4日（金）午後2時から練馬区立区民・産業プラザココネリホールにおいて、会場参加と一部オンライン参加を組み合わせた方式で、区民約100名の参加者を集めて開催されました。

当NPO法人成年後見のぞみ会は、本講演会の協力団体として参加しました。当日のぞみ会メンバーは、主催者チームに会場設営準備や会場案内担当のスタッフとして加わり協働しました。また、講演会終了直後には、主催者からの要請により、引き続き同会場で当NPO法人として個別相談会を開催し、遺言や相続や成年後見制度などに関する区民の方からのご相談に対応いたしました。

さて、当日の講師である富永忠祐弁護士（東京弁護士会）による講演テーマは、「自分の想いの遺し方～遺言・相続・成年後見制度の基礎知識」です。日本の超高齢社会の現状や終活の必要性の導入説明から講演のテーマに関する内容に関して、事例等を使って丁寧かつ具体的に説明が行なわれました。

特に遺言に関しては、「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」の夫々の特徴について、また遺言がある場合とない場合の法定相続分の違いや遺留分を侵害しないことがポイントであることについても説明がありました。自筆証書遺言については、その書き方の注意点や遺言書のひな型も提示されたので、自分も書いて見ようかな、と漠然と考えている方にとっては大変参考になったものと思われます。

令和2年7月から開始された法務局の自筆証書遺言書保管制度を利用すると、手数料1件につき3,900円で法務局で保管され、紛失等の心配も解消されることが分かりました。保管の申請先は、遺言者の住所地等を管轄する法務局（遺言書保管所）であれば、何処でも可能ですが、東京都の場合には、遺言書保管所が、管轄地域により決められていますので詳しくは、「法務省 遺言書保管制度」のホームページで確認をお願いいたします。

富永弁護士の講演は、会場内に良く響く声で、誰にも分かりやすく丁寧に行われ、主催者が行った当日の会場参加者アンケートの質問【講義の内容はわかりやすかったですか？】に対して、「非常にわかりやすかった」が63.3%、「わかりやすかった」が35%で、合計98.3%の方が、より理解を深めてお帰りなられた大変有意義な講演会でした。当法人としても地域で一層活動を進めて行く良い機会になったものと思います。

（佐藤 賢治）

ご案内

当会のホームページでは、活動内容や会報誌のバックナンバー等を掲載しておりますので、ぜひ一度ご覧ください。

◆ホームページのアドレス

<http://www.kouken-nozomi.org/>

スマホでも
見られます



成年後見制度の手引き⑪ 法定後見の申立て手続き その3

法定後見の申立てに必要な書類のうち「本人情報シート」は、判断能力が低下したご本人（＝被成年後見・保佐・補助人）を担当している福祉関係者（ケアマネージャー、ケースワーカー）に依頼し作成します。

「本人情報シート」は、本人の判断能力等について医師が判断する補助資料として、また家裁が審査を行う際の資料として作成するもので、本人の介護認定・障害者支援区分、日常生活・社会生活の状況、本人が重要な意思決定が可能かどうか等の項目を記載します。作成された「本人情報シート」は、コピーをとり、原本は診断書を作成して頂く医師に、コピーは後日他の申立て書類と共に家裁に提出します。

「診断書」は、本人の主治医に作成をお願いします。その際、通常、本人情報シートも提出します。

「診断書」には、認知機能に関する病名、所見、長谷川式認知症スケールその他の認知症検査の結果、本人の判断能力についての主治医の意見等を記入して頂きます。

「診断書」の「判断能力についての意見」欄は、次の4つの選択肢から選ぶ方式になっています。①契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができる、②支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある、③支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない、④支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。本人の判断能力が、④の場合は成年後見が、③の場合は保佐が、②の場合は補助が申立てる種類の目安とされています。

「診断書付票」も、本人の主治医に記入して頂く資料ですが、内容は、家裁での審査の際に、当該主治医が鑑定を引き受けてくれるか、引受可能な場合は、その費用はいくらか等です。作成された「診断書付票」は、診断書と同じく、申立て書類として家裁に提出します。

(小川 肇)

ご案内

一人では書けない！ **エンディングノート作成セミナー**

◎当会からもセミナー講師として参加、一緒にノートを記入しましょう♪

日 時：4/27、5/11、5/18、5/25（すべて水曜日）

場 所：光が丘区民センター

参加費：3,000円（全4回分2,000円＋エンディングノート代1,000円）

TEL：03-6915-6300 FAX：03-3976-9915

メール：rakuzen@tokyo.nifty.jp NPO法人 楽膳倶楽部 までご連絡ください。

